

ID: 1609

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の20第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の20第1項の規定による。 (指定特定相談支援事業者の指定) 第51条の20 第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所(以下この款において「特定相談支援事業所」という。)ごとに行う。 2 第36条第3項(第4号、第10号及び第13号を除く。)の規定は、第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第36条第3項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 長門市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則 (指定の申請) 第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項又は児童福祉法第24条の28第1項の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書(別記様式第1号)に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の59第1項各号(第1号から第3号までを除く。)又は児童福祉法施行規則第25条の26の6第1項各号(第1号から第3号までを除く。)に掲げる事項を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める書類は、省略することができる。 (指定の決定等) 第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その可否を決定し、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定(却下)決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日